

指 示 第 2 0 号
平成28年10月18日

仙台拘置支所長 岸 正

夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて

標記については、平成19年5月25日付け矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等の取扱いについて」に基づき、下記のとおり取扱うこととしたので了知されたい。

なお、平成19年7月2日付け当職指示第25号「休日及び夜間における弁護士との接見について」は廃止する。

記

1 被疑者の夜間の面会

被疑者の弁護士等との面会は、夜間（執務時間終了時以後午後8時までの間。以下同じ。）においても実施する。

2 被疑者の休日の面会

被疑者の弁護士等との面会は、以下に掲げる事項に基づき実施する。

- (1) 当所に収容された後の弁護士等との初めての面会にあつては、土曜日及び日曜日とこれと連続する休日において、平日の執務時間と同一の時間とする。
- (2) 当所に収容された後の弁護士等との第2回目以降の面会にあつては、土曜日の午前中とする。
- (3) 余罪捜査中の逮捕留置者については(2)に同じとする。

3 被告人の夜間の面会

被告人の弁護士等との面会は、以下に掲げる場合において、夜間にも実施する。

- (1) 当該面会の希望日から起算して5日以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理期日を含む。）が指定されている場合

- (2) 上訴期限又は控訴・上告趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して5日以内に迫っている場合

4 被告人の休日の面会

被告人の弁護人等との面会は、以下に掲げる場合において、土曜日の午前中にも実施する。

- (1) 当該面会の希望日から起算して2週間以内に公判期日（公判前整理手続期日及び期日間整理期日を含む。）が指定されている場合
- (2) 上訴期限又は控訴・上告趣意書等の提出書類の提出期限が当該面会希望日から起算して2週間以内に迫っている場合

5 面会の予約

未決拘禁者との夜間又は休日の面会については、事前の予約を実施要件とし、以下のとおり対応を行うものとする。

- (1) 予約対応の窓口は庶務課とする。ただし、夜間及び休日においては監督当直者が対応すること。
- (2) 予約対応時間帯は、当該面会希望日の直近の平日（当該面会希望日を含まない。）の執務時間中とする。

なお、夜間の面会予約対応については、当日の午後3時30分までとするが、当該面会希望日に公判期日が開かれており、翌日にも公判期日が予定されている場合においては、当該面会希望日の執務時間中とする。

- (3) 弁護人等からの予約を受け付けた場合には、その受付者が別紙の「弁護人面会実施連絡簿」に必要事項を記載し、決裁を受けた後に当日の夜勤監督者に引き継ぐものとする。
- (4) 原則として、面会実施人員は同時に最大2名までとし、これにより難しい場合については、その可否について、上司の指示を仰ぎ、指示を受けた上で受付を行うものとする。

6 例外的措置

上記にかかわらず、次に掲げる事情が認められる場合であって、平日の執務時間内に面会を実施することが困難なときには、夜間又は休日（平日の執務時間と同一の時間帯）にも弁護人等との面会を実施する。

- (1) 弁護人等が遠隔地から来訪する場合

- (2) 通訳を要する事案において、通訳人が遠隔地から来訪する場合
- (3) 未決拘禁者から、弁護士等に対し、別件の被疑事件について取調べを受けたので至急面会したい旨の信書（電報及びファクシミリを含む。）が休日又はその直前に届いた場合
- (4) その他上記に準ずる緊急性及び必要性が認められる場合

7 面会の実施

(1) 面会の受付

弁護士等が正門に来所した際には、処遇事務係が入門させ、平日と同様に面会申込書の記載を依頼した後、弁護士等を面会室に案内すること。

(2) 連行

処遇事務係は弁護士等の来庁を監督当直者に報告した後、夜勤監督者と共に当該未決拘禁者を弁護士面会室に連行すること。

8 留意事項

夜間及び休日における弁護士等との面会は、施設が限られた最少人員で実施していることから、監督当直者は戒護には万全を期すための指示や巡回を綿密に行うとともに、戒護職員は面会の開始時及び終了時等における報告を励行すること。

支所長	庶務課長	首 席	第一統括	監督当直	夜勤監督	受付者	備考	公判月日 平成 年 月 日	
年月日(弁護士の申し出)			弁護人名	被收容者名		接見実施予定日	開始予定時刻(上) 実施時間(下)		
平成 年 月 日				被疑・被告		平成 年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分～ 時 分		

支所長	庶務課長	首 席	第一統括	監督当直	夜勤監督	受付者	備考	公判月日 平成 年 月 日	
年月日(弁護士の申し出)			弁護人名	被收容者名		接見実施予定日	開始予定時刻(上) 実施時間(下)		
平成 年 月 日				被疑・被告		平成 年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分～ 時 分		

支所長	庶務課長	首 席	第一統括	監督当直	夜勤監督	受付者	備考	公判月日 平成 年 月 日	
年月日(弁護士の申し出)			弁護人名	被收容者名		接見実施予定日	開始予定時刻(上) 実施時間(下)		
平成 年 月 日				被疑・被告		平成 年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分～ 時 分		

支所長	庶務課長	首 席	第一統括	監督当直	夜勤監督	受付者	備考	公判月日 平成 年 月 日	
年月日(弁護士の申し出)			弁護人名	被收容者名		接見実施予定日	開始予定時刻(上) 実施時間(下)		
平成 年 月 日				被疑・被告		平成 年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分～ 時 分		

支所長	庶務課長	首 席	第一統括	監督当直	夜勤監督	受付者	備考	公判月日 平成 年 月 日	
年月日(弁護士の申し出)			弁護人名	被收容者名		接見実施予定日	開始予定時刻(上) 実施時間(下)		
平成 年 月 日				被疑・被告		平成 年 月 日 (曜日)	時 分から 時 分～ 時 分		